

○世田谷区児童福祉審議会部会設置要綱

令和 2 年 3 月 30 日 31 世子育第 1464 号

世田谷区児童福祉審議会部会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第 1 条に規定する世田谷区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に世田谷区児童福祉審議会条例施行規則（令和 2 年 3 月世田谷区規則第52号）第 4 条の規定に基づき設置する部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(常設の部会)

第 2 条 審議会に、部会として、里親部会、措置部会、児童虐待死亡事例等検証部会及び保育部会を置く。

2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第29条に基づき、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、里親の登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 措置部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 令第32条第 1 項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第33条の15第 2 項の規定による被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第33条の15第 3 項に規定するその報告に係る意見を述べること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第33条第 1 項及び第 2 項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (4) 法第11条第 1 項第 2 号りに規定する児童の意見又は意向に関して、児童からの申立てを受け、調査審議及び意見の具申を行うこと。

4 児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、児童虐待防止法第 4 条第 5 項に規定する児童虐待

を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行うものとする。

5 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (8) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業等における重大事故の検証を行うこと。
- (9) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等における運営状況等を調査及び検証すること。

6 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（世田谷区児童福祉審議会条例第4条に規定する委員長をいう。）又は部会長（世田谷区児童福祉審議会条例施行規則第4条第3項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第3条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（部会の会議の特例）

第4条 世田谷区児童福祉審議会条例施行規則第4条第6項の規定にかかわらず、部会長は、部会

を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、持ち回りその他の方法により当該部会の開催に代えることができる。この場合における議事については、同条第7項の規定を準用する。

(議事録)

第5条 部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

- (1) 部会の開催年月日及び開催場所
- (2) 出席した委員、臨時委員等の氏名
- (3) 部会に付した議題
- (4) 議事の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部会の経過に関する事項

2 議事録には、部会長及び部会長が部会において指名する委員1名が署名するものとする。

3 議事録は、非公開とする。ただし、部会長が必要があると認めた場合は、公開とすることができる。

(委員等の除斥)

第6条 委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席し、発言することができる。

(関係者の出席等)

第6条の2 部会が特に必要があると認めるときは、法第8条第5項及び第6項の規定により関係行政機関、児童その他の関係者に部会への出席、報告及び資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 里親部会、措置部会及び虐待死亡事例等検証部会の庶務は、子ども・若者部児童相談支援課において、保育部会の庶務は、子ども・若者部保育課において、それぞれ処理する。

2 第3条に規定する臨時の部会に係る庶務は、当該部会の調査審議に係る事項を所掌する課（世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第11条第1項に規定する課及び担当課をいう。）において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日 2 世子育第 1345 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日 5 世子若第 355 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日 5 世子若第 1255 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。